

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面：「株式等振替決済口座管理約款」

改訂日：令和4年6月1日改訂

旧	新
<p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「証券取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第32条 当社は、振替決済口座を開設されましても、口座管理料はいたしません。</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第41条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(平成 28 年 5 月)</p>	<p>(振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「証券取引口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>のために必要な書類の提出を行っていただきます。</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第32条 当社は、振替決済口座を開設されましても、<u>証券取引約款第24条に定める証券口座維持管理手数料以外に別途、口座管理料は発生いたしません。</u></p> <p>(本約款の変更)</p> <p>第41条 <u>本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは民法548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。改訂を行う旨及び改訂後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(令和 4 年 6 月)</p>

以上